



## 「法学を体験して学ぶ —法学部における模擬裁判、 模擬検察審査会の実践から—

平山 真理（白鷗大学）

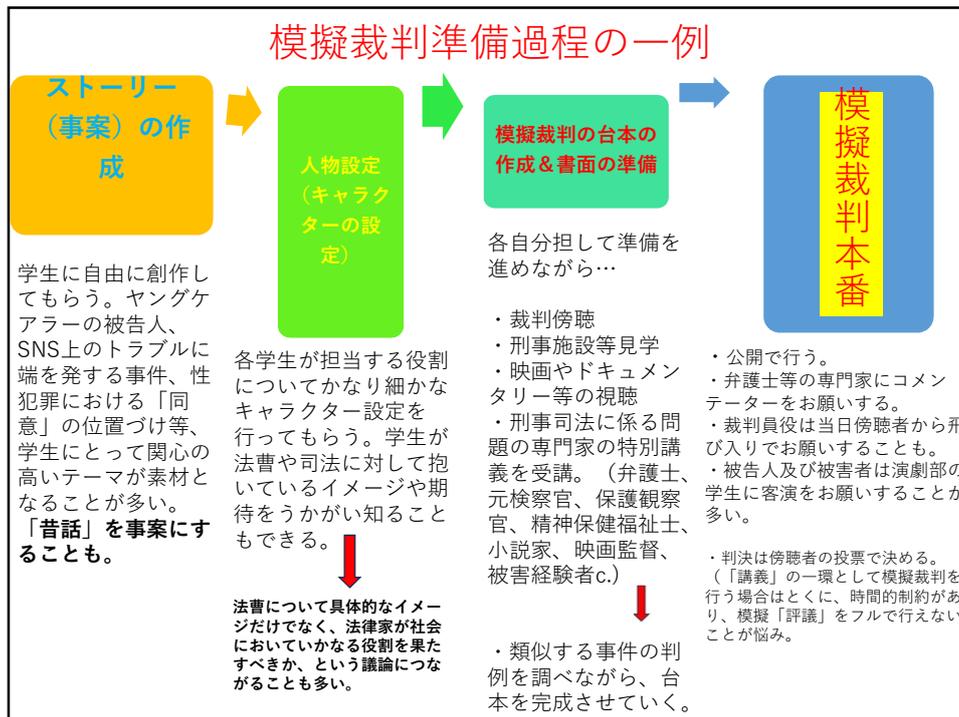
7/30/2023

日本学術会議公開シンポジウム  
「市民性涵養と法教育  
—現場と法学教育の連携から考える—

### 体験型法学教育？ 筆者が近年行った試みの例

1. 法学部専門科目「専門特講Ⅰ（刑事模擬裁判）」における模擬裁判の実施（2023年7月18・25日実施）30名の受講者を2グループに分け、殺人未遂事件で①自白事件、②否認事件で模擬裁判を行った。
2. 専門ゼミナールで実施した**模擬検察審査会**（2023年2月10日実施）。
3. 模擬少年審判を通して少年法改正問題を考える企画（2022年2月10日実施）\*聴衆は入れずに、オンラインで配信。
4. 刑事政策特別講義「「付添犬～裁判所に行く子どもに付き添う犬～」飛田桂弁護士（神谷川直弁護士会）によるオンライン講演後、学生は教室から画面越しに飛田弁護士に質問。（2022年1月26日実施）
5. 刑事訴訟法特別講義「アメリカ人法学者による日本の刑事裁判の考察」\*海外の法学者と結ぶ（2021年7月15日）\*ワシントン州シアトルにおられるLawrence Repeta先生による講義。学生は画面越しにRepeta先生に質問した。
6. Zoom模擬**陪審**裁判の実施（2021年2月12日実施）完全オンライン開催。高校生も参加してくれた。結審後、参加者はブレイクアウト・ルームに分かれて評議し、評決を出した。「7」のディベートの結果、陪審制度派のゼミ生が増えたことが本企画実施の背景にある。
7. 陪審制度vs. 裁判員制度のディベート（2020年10月27日）。ハイブリッド開催。
8. 刑事訴訟法特別講義「裁判員制度の現状と課題について四宮啓先生、西村健弁護士に聞く」（2020年7月2日実施）オンライン実施。学生は事前に質問を準備して、両先生に聞く。
9. Zoom模擬裁判員裁判（2020年9月23日）\*初のオンライン模擬裁判への挑戦

2023/7/30



## 模擬裁判を通して、「体験」して刑事法を学ぶことで得られる効果は？(教員側から見て)

- ・報告者が実践している模擬裁判は、法学部教育において、刑事手続や司法制度について基本的知識を得ることに重点を置いている。
- ・しかし、その過程において各々の役割を通して刑事手続を見る(疑似体験することで)、理解が深まる点が多いと見受けられる。

### エピソードその①

「刑事手続における被害者」の位置づけについて多角的な検討が可能となったのではないか。

2023年7月18日に実施した模擬裁判(殺人未遂被告事件：自白事件)では、被害者が「心情等の意見陳述」(刑訴法292条の2)を行うことを希望し、そこで「宥恕の意見」を述べることとなった。

被害者が厳罰感情を陳述することを期待していた検察官役の学生はこれに反発した。ここから、被害者と検察官の利害が常に一致するわけではないこと、また刑事訴訟において被害者は「当事者」ではないこと、さらに「公益の代表者」としての検察官の位置づけについて議論が展開した。

また、学生らは「もしこれが否認事件で、被害者が処罰感情を述べたらどうなるのか？」について議論し、手続二分論についても考察を深めてくれたのではないかと期待する。



## 模擬陪審裁判（オンライン）における検察官による論告 2021年2月12日実施

2021年2月12日模擬陪審裁判

### 検察官による論告

- 最後に「合理的な疑いを超えて」の証明について説明したいと思います。これは、「被告人以外に犯人がいる可能性は0（ゼロ）だ」というところまでみなさんが確信したか、という意味ではありません。ほかの可能性が全くない、ということではないのです。陪審員のみなさんが、今日、法廷で見聞きした証拠から判断して、合理的に考えると、被告人以外に犯人がいるということなど通常は考えられない、という程度の確信をみなさんが持ったのであれば、有罪の評決を出す必要がある、ということです。

1:31:24 / 1:45:46

## 模擬陪審裁判（オンライン）における弁護人による最終弁論 2021年2月12日実施

2021年2月12日模擬陪審裁判

### 弁護人による最終弁論

- 「合理的な疑いを超えて」、これは裁判において求められる証明のハードルとしてもっとも高いものです。陪審員のみなさんは、証拠を見て、みなさんの常識に照らした結果、『有罪であること』に少しでも疑問があったら、有罪にはできません。検察官の証明に『もしかしたら伊藤さんは犯人ではないのではないか』という疑問が残っていると感じたならば、有罪の判決にはできないのです。以上です。

1:36:27 / 1:45:46

## 模擬裁判を通して、「体験」して刑事法を学ぶことで得られる効果は？（教員側から見て）

その過程において各々の役割を通して刑事手続を見る（疑似体験することで）、理解が深まる点が多いと見受けられる。

### エピソードその④

裁判官・裁判員役の学生は、どのような「説諭」を行うか、いくつかのパターンを話し合う（裁判員からのメッセージである、というかたちで裁判長が伝える）。

模擬裁判では、判決は、傍聴者による投票で決めることにしている。従って、裁判体を構成する学生らは、自白事件では「実刑ヴァージョン」、「執行猶予付判決ヴァージョン」、否認事件では「有罪の場合」にどのような説諭を行うか、を検討した。さらに、「無罪」判決の場合にも、裁判長が説諭を行うことはあり得るのか？という議論に展開した。

## 模擬裁判を通して、「体験」して刑事法を学ぶことで得られる効果は？（教員側から見て）

しかし、その過程において各々の役割を通して刑事手続を見る（疑似体験することで）、理解が深まる点が多いと見受けられる。

### エピソードその⑤

今年度は初めて、模擬裁判参加後に、裁判の「その後」を考えるレポートを課した。（事件の発生～被告人の社会復帰・更生までを考える）

2023年7月18日・25日に実施した模擬裁判（自白事件と否認事件）は両方とも有罪判決となった。模擬裁判に参加した学生には、判決言い渡しの「その後」を考えてもらう課題を出している。

- ・自白事件（懲役2年執行猶予4年）では、被告人が被害者（祖父）とどのように関係を修復し、社会復帰に向けて、問題を自分一人で抱え込まずに、他の力をうまく借りること、就職できるか等が課題になるであろうと学生らは認識しているようである（被告人の努力だけでなく、社会の側が「受け皿」をどう整備していくか）

- ・否認事件（有罪、懲役5年）では、被告人が上訴するのか、判決確定後は再審を請求するのか、また被告人がどのような施設内処遇を受けるのか、出所後の社会内処遇は？について論じる必要があると学生らは認識しているようである。

## 模擬検察審査会を通して、「体験」して刑事法を学ぶことで得られる効果は？（教員側から見て）

その過程において各々の役割を通して刑事手続を見る（疑似体験することで）、理解が深まる点が多いと見受けられる。

エピソードその⑥模擬検察審査員の構成を決める際に、高校生が参加することの意義、さらに審査員のジェンダー構成についても学生らは活発に議論した。

2022年4月1日から、裁判員や検察審査員になることができる年齢が「18歳以上」に引き下げられたことから、検察審査員に高校生を入れる案が学生から出され、高校生が意見を言いやすくする雰囲気をつくるかのように作るかの検討も重ねられた。

さらに、11人で構成される模擬検察審査会のうち、「ノンバイナリージェンダー」の登場人物を数名入れる方が自然である、との意見が学生の方から出された。（⇒法律問題に限らず、広く社会の中にある様々な課題を自発的に考える姿勢が涵養されたと言える）

\*ちなみに、模擬検察審査会では、市民（審査員）が司法に参加することはそもそも歓迎すべきことなのかについても、模擬審査員たちが様々な意見を出す場面も盛り込まれた。

## 模擬検察審査会（2023年2月10日実施） 立ち上がって宣誓する11人の模擬検察審査員



## 参考文献

- ・ 札埜和男 (2023) 「裁判体に焦点を当てた『羅生門』文学模擬裁判の分析: 「優しい判決」の背景を探る」『龍谷紀要』44巻2号 pp. 71-87
- ・ 札埜和男 (2022) 「模擬裁判に挑戦する高校生と一緒に学ぶ法教育: Part2 「文学模擬裁判と今回の事件の文学的・歴史的背景について (I)」龍谷大学News (2022年11月24日 <https://www.ryukoku.ac.jp/nc/news/entry-11675.html>)
- ・ 橋本隆生 (2022) 「NHK番組『昔話法廷』を用いた議論する模擬裁判授業 - 市民性育成を目指す小学校法教育の改革-」『其栄大学教育学部研究紀要』7号 pp.15-26
- ・ 平野節子 (2016) 「法育の社会的意義と教育効果: 民主主義社会への扉」『日本法學』89巻2号 pp. 897-922
- ・ 平山真理 (2023) 「模擬検察審査会の実施を振り返る」『白鷗大学法政策研究所年報』第15号 pp.97-110
- ・ 平山真理 (2021) 「Zoom模擬陪審裁判への挑戦: オンラインツールを活用した法学教育の試み(4)」『白鷗法学』28巻2号 pp. 207-224
- ・ 平山真理 (2021) 「陪審制度vs.裁判員制度についてのディベート: オンラインツールを活用した法学教育の試み(3)」『白鷗法学』28巻1号 pp. 99-112
- ・ 平山真理 (2020) 「裁判員制度の現状と課題について四宮啓氏、西村健氏に訊く(刑事訴訟法特別講義録): オンラインツールを活用した法学教育の試み(2)」『白鷗法学』27巻2号 pp. 165-213.
- ・ 平山真理 (2020) 「Zoom模擬裁判員裁判への挑戦: オンラインツールを活用した法学教育の試み(1)」『白鷗法学』27巻2号 pp. 123-142
- ・ 井門正美 (2011) 『役割体験学習論に基づく法教育』(現代人文社)
- ・ 水谷規男(2014) 「被害者参加と損害賠償命令」『刑法雑誌』53巻3号, pp.487-492.
- ・ 杉山和之 (2015) 「模擬裁判の法育効果について」九州法学会会報 pp. 9-13

ご清聴ありがとうございました。

平山 真理 (白鷗大学)